

石川県自動車税まとめ納付利用申込書

石川県知事 様

申込 区分	新規
	廃止

私(当社)は、石川県税自動車税のまとめ納付について、下記約定を承認のうえ申込みします。

申 年	込 月	日	令和	年	月	日
--------	--------	---	----	---	---	---

申込者(納税義務者)	
住所・所在地	都道 市区 府県 郡
	ビル、マンション名、部屋番号もご記入ください。
氏名・名称	カナ
	漢字
電話番号	— — ※御担当者

現在所有している自動車の登録番号(ナンバー)を1台だけ記入してください。(軽自動車は対象外です。)

車両区分	かな	番号
石川 石 金沢		

(記載に係る注意点)

- ・「申込区分」について、まとめ納付を開始する場合は「新規」に○、まとめ納付を中止する場合は「廃止」に○をご記入ください。
- ・「住所・所在地」及び「氏名・名称」については、申込日時点のものをご記入ください。
(到達している納税通知書に記載のご住所等と異なる場合は、別途住所変更の手続きをお願いします。)
- ・「電話番号」(申込者が法人の場合は「担当者名」)をご記入ください。申込書提出後に確認のため連絡させていただく場合があります。
- ・「自動車の登録番号」は1台のみご記入ください。まとめ納付の対象となる自動車は、申込者(納税義務者)様名義の自動車すべて(軽自動車は除く)となります。

○石川県自動車税まとめ納付約定

- この申込によるまとめ納付の取扱いは、県が受付した日の属する年度の翌年度(3月受付の場合は翌々年度)分からの取扱いとなることを了承しました。
- まとめ納付による取扱いについて、次のことについて了承しました。
 - 自動車ごとの領収証書が発行されないこと。(まとめ納付分領収証書の再発行も含む。)
 - 継続検査用納税証明書が発行されないこと。(JNKs又は個別の交付申請をご利用ください。)
 - 賦課期日(4月1日)後から納付日までの間に、抹消登録等の税額変更があっても、まとめ納付する税額の変更はできないこと。(後日還付となります。)
 - 住所変更の手続き等がされず、納税通知書が郵便局から石川県に返戻された場合には、当該年度についてまとめ納付の対象とはならないこと。(地方税お支払いサイト等をご活用ください。)
 - 石川県から、まとめ納付以外の自動車税納税通知書が送付された場合には、その納税通知書により納付すること。
- このまとめ納付の取扱いを中止する場合は、私(当社)から石川県知事あてに「申込区分:廃止」の申込書を提出します。この場合に当該申込書提出の遅延により「まとめ納付」の取扱いとなったとしても、石川県の責めによる場合を除き、一切異議を申し立てません。

(県税担当者確認欄)

受付日	宛名確認	電算処理日	開始年度
			年度